

# 国の無償化制度について

## 【対象者・対象範囲等】

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用 〈4～7 頁参照〉

- 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等の利用料を無償化
- 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外。

### (2) 幼稚園、認定こども園等（教育利用）の預かり保育

- 堺市から 1 号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園し、保育の必要性の認定を受けた場合、教育時間前後や長期休業中に実施する預かり保育の利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5 歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
- 0～2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたち対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

## 【就学前の障害児の発達支援】

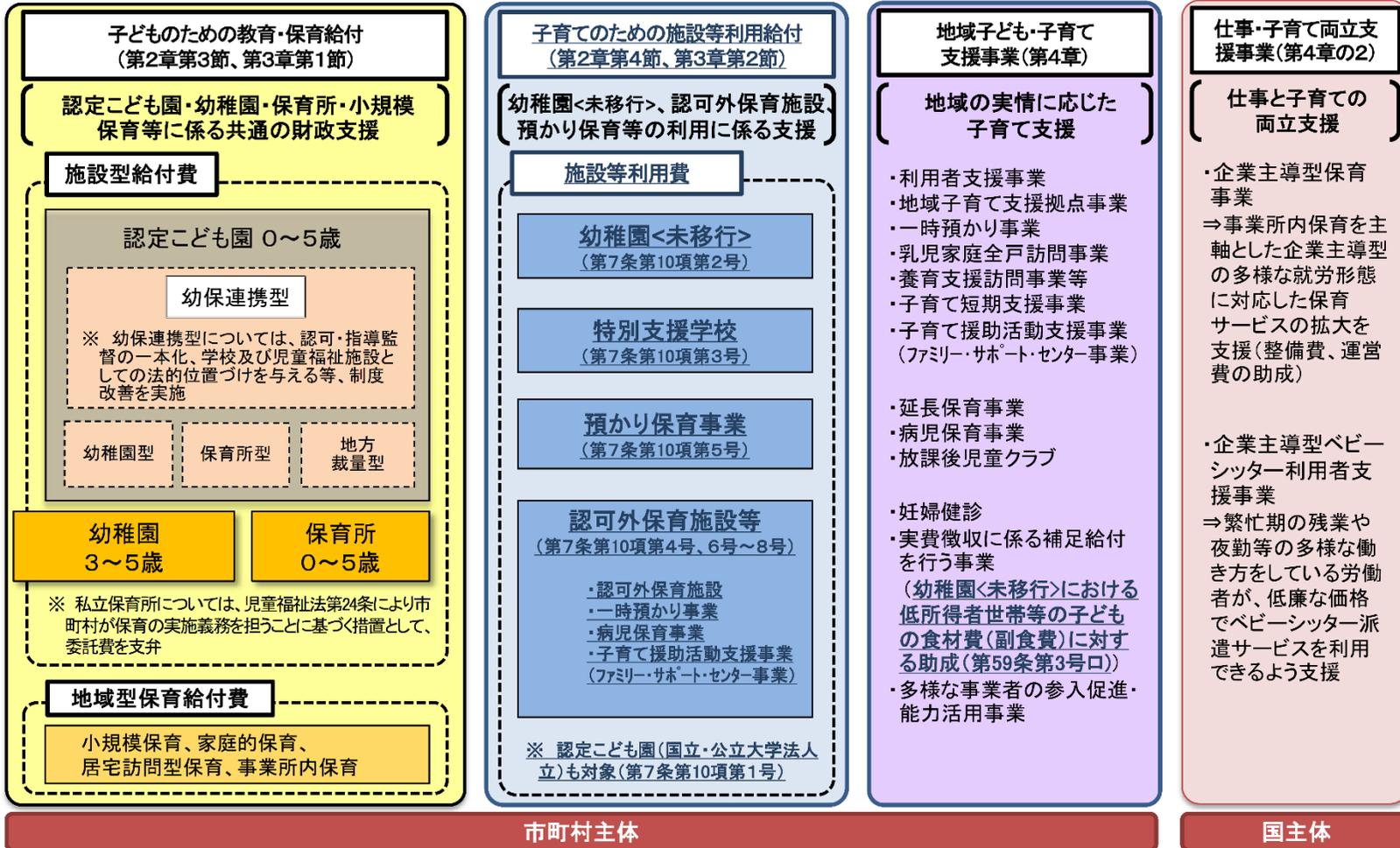
- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

# 国の無償化制度について(概要)

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

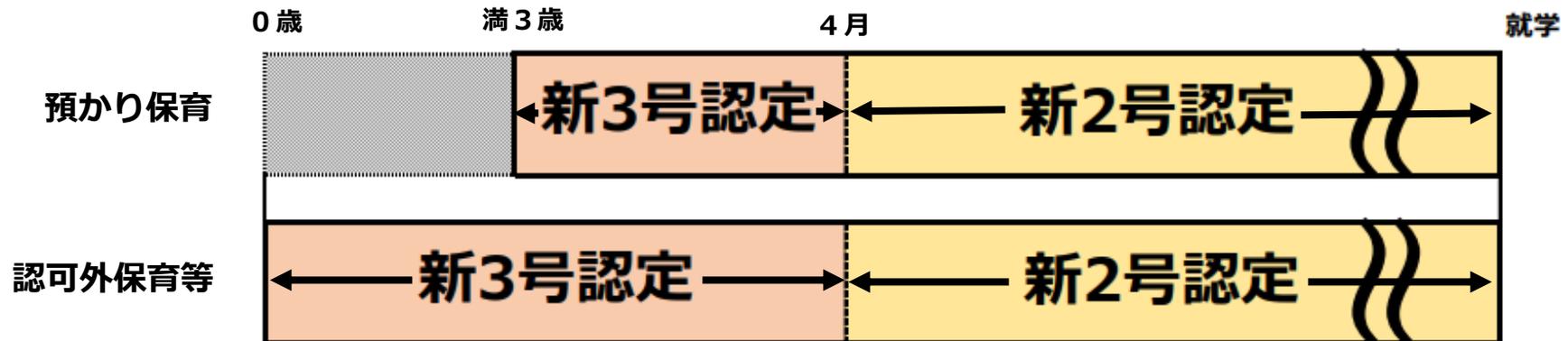
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



# 国の無償化制度について(認定区分)

## 【子育てのための施設等利用給付】

認定区分	支給要件	施設・事業
新2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校
新3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な教育を受けることが困難</u> であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



# 国の無償化制度について(預かり保育)

## 【対象者】

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の1号認定子どものうち、以下に該当する子ども

- ①新2号認定子ども    ②新3号認定子ども

※認定の詳細については、前頁参照

## 【無償化上限額】 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（次頁参照）

- ①新2号認定子どもの上限額 ⇒ 1.13万円    ②新3号認定子どもの上限額 ⇒ 1.63万円

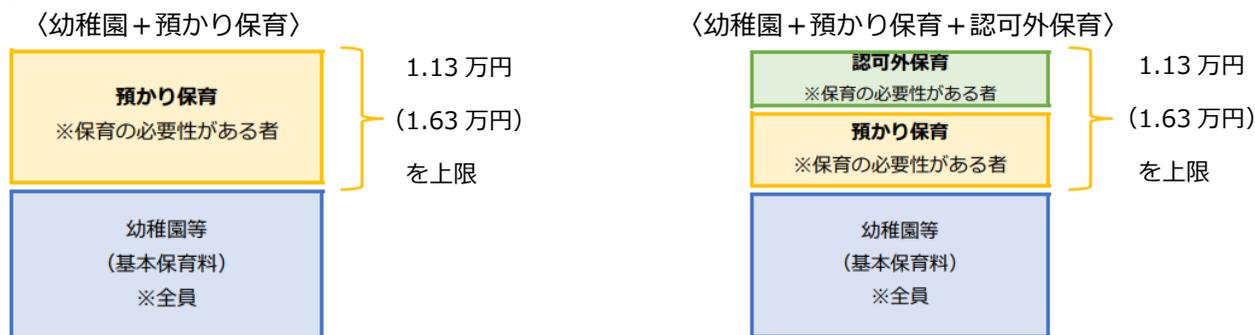
## 【支払い方法】

- 償還払い ※支払い事務フローについては後述

## 【幼稚園等在園児の認可外保育施設等の利用について】

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円または1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

## 【預かり保育の実施基準】



# 国の無償化制度について(預かり保育)

## 【支給額の算定方法】

- 月毎に**利用日数×450 円**を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給
- 支給限度額と支払った利用実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする

## 【利用料の設定】

- 各園での自由設定 (例：時間・日・月単位で設定可能)

### 月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】 A 園の預かり保育利用料設定

100 円/時間

【前提②】 A 園児の預かり保育利用日数

20 日 (1 日 3 時間)

《各月支給限度額》

450 円×20 日=9,000 円

《各月利用実績》

100 円/時間×3 時間×20 日=6,000 円

《支給額の算出》

9,000 円 > 6,000 円のため、

6,000 円支給

### 月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】 B 園の預かり保育利用料設定

400 円/日

【前提②】 B 園児の預かり保育利用日数

20 日

《各月支給限度額》

450 円×20 日=9,000 円

《各月利用実績》

400 円/日×20 日=8,000 円

《支給額の算出》

9,000 円 > 8,000 円のため、

8,000 円支給

### 月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】 C 園の預かり保育利用料設定

10,000 円/月

【前提②】 C 園児の預かり保育利用日数

18 日

《各月支給限度額》

450 円×18 日=8,100 円

《各月利用実績》

10,000 円

《支給額の算出》

8,100 円 < 10,000 円のため、

8,100 円支給

# 国の無償化制度について(認可外保育施設等)

## 【対象者】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（以下「認可外保育施設等」という。）の利用者のうち、以下に該当する子ども

- ①新2号認定子ども      ②新3号認定子ども

※認定の詳細については、10頁参照

## 【無償化上限額】 ※金額は全て月額（以下同じ）

①新2号認定子どもの上限額 ⇒ 3.7万円

②新3号認定子どもの上限額 ⇒ 4.2万円

## 【支払い方法】

- 償還払い ※支払い事務フローについては後述

## 【複数施設利用について】

認可外保育施設等のみの利用であれば、複数事業・施設にまたがる利用についても、上限額の範囲内であれば無償化の対象

（例）新2号認定（上限3.7万円）の場合



# 市独自の無償化制度について(多子軽減)

※保育料の無償化については、6頁をご参照ください

## 《幼稚園等の預かり保育(※)》 ※在籍する1号認定のお子さんを教育時間前後に預かる事業

満3歳(満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間)の第2子以降のお子さんで、次の全ての条件に該当する場合は、一時預かり事業(幼稚園型I)の利用料について、補助を受けることができます。(※補助を受けるには、事前に認定の取得が必要です。)

- 対象者**
- ・満3歳児クラスの第2子以降のお子さん(きょうだいの年齢・世帯の所得制限なし)
  - ・市町村民税課税世帯(※市町村民税非課税世帯は、国の無償化の対象)
  - ・保育の必要性が認められる場合

**上限額** 日額450円×1カ月の預かり保育利用日数(26日以上の場合は、16,300円)と実際に支払った額を比較して、低い方

## 《一時預かり事業(※)》 ※在籍していないお子さんを一時的に預かる事業

第2子以降のお子さんで、次の全ての条件に該当する場合は、一時預かり事業(一般型)の利用料について、補助を受けることができます。(※補助を受けるには、事前に認定の取得が必要です。)

- 対象者**
- ・0~2歳児クラスの第2子以降のお子さん(きょうだいの年齢・世帯の所得制限なし)
  - ・市町村民税課税世帯(※市町村民税非課税世帯は、国の無償化の対象)
  - ・保育の必要性が認められる場合

**上限額** 月額42,000円

【一時預かり事業(一般型)を利用された方への提供証明書等の発行について】

保護者の方が補助金の申請を行う際に、施設を利用された証明として、提供証明書等の添付が必要となりますので、利用者の方には、施設から提供証明書等の発行をお願いします。なお、当補助金では、給食費等の実費徴収分は補助対象外のため、徴収金額に実費徴収分を含んでいる場合は、その内訳が分かるようにご記載ください。